

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当たると翌日)

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 目 次

- ◇ 告 示 物品の売買等の特定調達契約に係る競争入札参加者の資格審査の申請  
手続等(用度課)
- ◇ 入札公告 一般競争入札の実施(管財課)  
一般競争入札の実施(四件)(病院局総務課)

## 告 示

### 鳥取県告示第九十三号

平成八年度及び九年度において県が発注する物品等の売買、修理等及び役務の提供(測量、建設コンサルタント、地質調査及び補償関係コンサルタント業務に係るものを除く。)に係る調達契約であつて地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用されるもの(以下「特定調達契約」という。)に係る競争入札参加資格を得ようとする者の資格審査の申請手続等について、次のとおり定めたので告示する。

なお、平成六年十月鳥取県告示第七百七号(物品の売買等の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について)に基づいて認定された資格は、特定調達契約に係る競争入

札においては、この告示により認定されたものとみなす。

平成八年二月十六日

一 業種区分及び調達する物品等又は特定役務の種類  
競争入札参加資格を得ようとする者の業種及び調達する物品等又は特定役務の種類は、次のとおりとする。

- 文具・事務用機器類、図書・教材類、薬品類、油脂・燃料類、家具・調度品類、繊維・皮革・ゴム類、印刷類、車両・船艇及び航空類、電気通信機器類、医療・理化学機器類、機械器具類、工用材料類、看板・塗料類、役務、食品類、雑類並びに払下品類

### 二 申請の時期

平成八年二月二十日から同年三月十九日までとする。なお、その他の時期においても申請は随時受け付ける。

### 三 申請の方法

#### 1 申請書の入手方法

競争入札参加者資格審査願(以下「申請書」という。)の入手方法については、鳥取県出納局用度課に確認し、その指示に従うこと。

#### 2 申請書の提出方法

一に掲げるものに係る競争入札参加資格は、鳥取県のすべての調達機関に有効なものとなるので、申請書に次の書類を添え、鳥取県出納局用度課物品管理係(千六八〇一七〇 鳥取市東町一丁目三三〇 電話〇八五七一二六―七四三三)に提出すること。郵送も可(書留郵便とし、平成八年三月十九日当日消印有効)。

#### (一) 経営実態調書

#### (二) 営業用機械器具調書

- (三) 決算書
  - (四) 納税証明書(事業税及び自動車税)
  - (五) 登記簿謄本(法人の場合)、住民票の抄本(個人の場合)
  - (六) 営業に必要な許可・認可・届出・登録等の証明書
  - (七) 身分証明書
  - (八) 印鑑証明書又は印鑑登録証明書
  - (九) 委任状(委任する場合)
  - (十) 代理店又は特約店証明書(該当する場合)
- 3 申請書等の作成に用いる言語
- (一) 申請書及び決算書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
  - (二) 添付書類の金額欄については、出納官吏事務規程(昭和二十二年大蔵省令第九十五号)第十六条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
- 四 競争入札に参加することができない者
- 1 禁治産者及び準禁治産者並びに破産者で復権を得ない者
  - 2 次の各号の一に該当すると認められる者(その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。)で、その事実があった後二年を経過していない者
    - (一) 契約の履行に当たり、故意に物品の製造を粗雑にし、又は品質若しくは数量に關して不正な行為をした者
    - (二) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
    - (三) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
    - (四) 監督又は検査の実施に当たり職員の仕事の執行を妨げた者
    - (五) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - 3 申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者

- 4 手形の不渡り処分を受けた者及び欠損の内容により経営状況が不健全であると認められる者
  - 5 入札参加資格の停止措置を受けている者
- 五 資格審査結果の通知
- 資格決定通知書により通知する。
- 六 資格の有効期間及び更新手続
- 1 有効期間 平成八年四月一日から平成十年三月三十一日までとする。  
ただし、二のなお書により随時申請をした場合は、資格を付与されたときから平成十年三月三十一日までとする。
  - 2 更新手続  
1の有効期間の更新を希望する者は、平成九年十一月頃に平成十年から平成十二年度の資格審査の告示を予定しているので、当該告示に基づき申請書類を提出すること。

入 札 公 告

一般競争入札を行うので、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年12月、鳥取県規則第106号。以下「特例規則」という。)第7条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成8年2月16日

鳥取県知事 西 尾 四 次

- 1 調達内容
  - (1) 件名及び数量  
鳥取県庁舎及び西町・東町分庁舎清掃作業 1式

(2) 調達案件の仕様等

特定業務に関し、知事が入札説明書で指定する内容であること。

(3) 履行期間

平成8年4月1日から平成9年3月31日まで

(4) 履行場所

鳥取市東町一丁目220及び271 鳥取県庁舎  
鳥取市東町二丁目308 鳥取県庁東町分庁舎  
鳥取市西町一丁目401 鳥取県庁西町分庁舎

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の3パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の103分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 政令第167条の5の規定に基づき知事が定める物品の売買等に係る特別規則第4条の競争入札参加資格を有する者であること。

(3) (2)の資格区分が建物清掃のA等級に格付けされている者であること。  
(4) 平成8年2月16日（金）から同年3月28日（木）までの間のいずれの日においても、競争入札参加資格の停止措置を受けていない者であること。

(5) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「法」という。）第12条の2第1項の規定による建築物環境衛生一般管理業又は建築物清掃業の登録業者であること。

(6) 法第12条の2第1項の規定による建築物ねずみ昆虫等防除業の登録業者であること。

3 契約担当部局

鳥取県総務部管財課

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒680 鳥取市東町一丁目220  
鳥取県総務部管財課管理係  
電話 0857-26-7015（直通）

(2) 入札説明書の交付方法 この公告の日から(1)の交付場所へ交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所  
平成8年3月22日（金）午前10時  
鳥取県庁第2会議室（本庁舎地階）  
必要に応じて、現場の下見を行う。

(4) 入札書の受領期限  
平成8年3月28日（木）午前10時

(5) 郵便による入札  
可とする。ただし、書留郵便（親展扱とすること。）に限る。

(6) 開札の日時及び場所  
平成8年3月28日（木）午前10時20分  
鳥取県庁第2会議室（本庁舎地階）

5 入札者に要求される事項

(1) 入札者は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ密封して、提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争参加資格に適合すること及び特定業務を履行できることを証明する書類を、入札書の提出場所に平成8年3月27日（水）午後5時までに提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

<p>6 入札保証金及び契約保証金 免除</p> <p>7 その他</p> <p>(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札の無効 2の競争参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札並びに鳥取県会計規則(昭和39年3月鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。</p> <p>(3) 契約書作成の要否</p> <p>(4) 落札者の決定方法 この公告に示した特定役務を履行できると知事が判断した入札者であつて、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った入札者を、落札者とする。</p> <p>(5) 手続における交渉の有無 無</p> <p>(6) 契約締結の制限 この公告に示した特定役務に係る予算が成立しなかつたときは、契約を締結しない。</p> <p>(7) その他 詳細は、入札説明書による。</p> <p>8 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the services to be required</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• Cleaning of buildings of Tottori Prefectural Government (1-220 and 1-271 Higashi-machi Tottori-shi), ISet</li> <li>• Cleaning of building of Tottori Prefectural Government Higashi-machi Branch</li> </ul>	<p>Office (2-308 Higashi-machi Tottori-shi), ISet</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• Cleaning of building of Tottori Prefectural Government Nishi-machi Branch Office (1-401 Nishi-machi Tottori-shi), ISet</li> </ul> <p>(2) Time-limit for tender 10:00 AM 28, March, 1996</p> <p>(3) Place of Contact for notice Property Management Division, General Affairs Department, Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi Tottori-shi 680 Japan TEL 0857-26-7015</p>
<p>1 調達内容</p> <p>(1) 購入等件名及び数量</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① イソクワエロソニーβ (600万国際単位/瓶) 740瓶</li> <li>② イオパミドール (100ml×5瓶/箱) 380箱</li> <li>③ 酢酸ゴセリン (3.6mg/筒) 450筒</li> <li>④ フロモキセフナトリウム (1g×10瓶/箱) 1,420箱</li> </ol> <p>(2) 調達件名の条件等 入札説明書による。</p> <p>(3) 納入期間</p>	<p>一般競争入札を行うので、鳥取県病院局財務規程(平成7年3月鳥取県病院局管理規程第12号。以下「規程」という。)第70条の規定により例によることとされる鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年12月鳥取県規則第106号。以下「特例規則」という。)第7条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。</p> <p>平成8年2月16日</p> <p>鳥取県立中央病院長 植 木 寿 一</p>

平成8年4月1日から平成9年3月31日まで

(4) 納入場所  
鳥取市江津730 鳥取県立中央病院薬剤部

(5) 入札方法

(1)の件名ごとにそれぞれ入札に付する。入札金額は、(1)の件名ごとにそれぞれの単価を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の3パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約金額の103分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 政令第167条の5の規定に基づき鳥取県知事が定める物品の売買等に係る特例規則第4条の競争入札参加資格を有する者であること。

(3) (2)の資格区分が医療薬品のA等級に格付けされている者であること。

(4) 薬事法（昭和35年法律第145号）に基づいて医薬品の一般販売業の許可を受けていることを証明した者であること。

(5) この公告に示した物品を鳥取県立中央病院長が指定する日時、場所に十分納入することができていることを証明した者であること。

(6) 平成8年2月16日（金）から同年3月29日（金）までの間のいずれの日においても、競争入札参加資格の停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立中央病院事務部管財課

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒680 鳥取市江津730  
鳥取県立中央病院事務部管財課用度係

電話 0857-26-2271（内線2212）

(2) 入札説明書の交付方法

この公告の日から(1)の交付場所で交付する。

(3) 郵便による入札

可とする。ただし書留親展に限る。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

平成8年3月29日（金）午後1時30分（ただし、郵送による入札書の受領期限は、3月29日（金）正午までとする。）  
鳥取県立中央病院第6会議室（2階）

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ密封し、提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争参加資格に適合すること及び2の(1)から(5)までの事項を証明する書類を、入札書の提出場所に平成8年3月27日（水）午後5時までに提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金 免除

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

2の競争参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札並びに規程、鳥取県会計規則（昭和39年3月鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると鳥取県立中央病院長が判断した入札者であつて、規程第70条の規定により例によることとされる会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を、落札者とする。

- (5) 手続における交渉の有無 無  
(6) 契約締結の制限

この公告に示した物品に係る予算が成立しなかつたときは、契約を締結しない。

- (7) その他

詳細は、入札説明書による。

#### 8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:

- ① Interferon beta 1 vial (6 million I.U.) 740 vials  
② Iopamidol 1 case (75.52% 100ml×5 vials) 380 cases  
③ Goserelin Acetate 1 ampule (3.6mg) 450 ampules  
④ Flomoxef Sodium 1 case (1g×10vials) 1, 420 cases

- (2) Time-limit for the submission of documents for the qualification confirmation :

5:00 PM 27, March, 1996

- (3) Time-limit for the submission of tenders : 1:30 PM 29, March, 1996 (tenders submitted by mail 0:00 PM 29, March, 1996)

- (4) Place of contact for the notice : Property Management Division, Administration Department, Tottori Prefectural Chuo Hospital 730 Edu Tottori-shi 680 Japan  
TEL 0857-26-2271 ex. 2212

一般競争入札を行うので、鳥取県病院局財務規程(平成7年3月鳥取県病院局管理規程第12号。以下「規程」という。)第70条の規定により例によることとされる鳥取県物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める規則(平成7年12月鳥取県規則第106号。以下「特例規則」という。)第7条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成8年2月16日

鳥取県立中央病院長 植 木 寿 一

#### 1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量

A重油IS1種2号 1,216キロリットル

- (2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

- (3) 納入期間

平成8年4月1日から平成9年3月31日まで

- (4) 1回当たり納入量

16キロリットル

- (5) 納入場所

鳥取市江津730 鳥取県立中央病院

- (6) 入札方法

入札金額は、1キロリットル当たりの単価を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の3パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の103分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 競争参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 政令第167条の5の規定に基づき鳥取県知事が定める物品の売買等に係る特例規則第4条の競争入札参加資格を有する者であること。

- (3) (2)の資格区分が石油のA等級又はB等級に格付けされている者であること。

(4) 石油業法(昭和37年法律第128号)第13条の規定に基づき石油製品販売業の届出を行っている者であること。

(5) この公告に示した物品を鳥取県立中央病院長が指定する日時、場所に確実に納入することができることを証明した者であること。

(6) 平成8年2月16日(金)から同年3月28日(木)までの間のいずれの日においても、競争入札参加資格の停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立中央病院事務部管財課

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒680 鳥取市江津730

鳥取県立中央病院事務部管財課施設管理係

電話 0857-26-2271 (内線2210)

(2) 入札説明書の交付方法

この公告の日から(1)の場所で交付する。

(3) 郵便による入札

可とする。ただし、書留親展に限る。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

平成8年3月28日(木)午前10時30分(ただし、郵送による入札書の受領期限は、

3月28日(木)午前9時までとする。)

鳥取県立中央病院第6会議室(2階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ密封して、提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争参加資格に適合すること及び2の(1)から(5)までの事項を証明する書類を、入札書の提出場所に平成8年3月27日

(水)午後5時までに提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金 免除

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

2の競争参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに規程、鳥取県会計規則(昭和39年3月鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると鳥取県立中央病院長が判断した入札者であつて、規程第70条の規定により例によることとされる会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無 無

(6) 契約締結の制限

この公告に示した物品に係る予算が成立しなかったときは、契約を締結しない。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : A Fuel oil JIS class 1 No. 2 1, 216kl

(2) Time-limit for the submission of documents for the qualification confirmation : 5:00 PM 27, March, 1996

(3) Time-limit for the submission of tenders : 10:30 AM 28, March, 1996 (tenders

<p>submitted by mail 9:00 AM 28. March, 1996)</p> <p>(4) Place of contact for the notice : Property Management Division, Administration Department, Tottori Prefectural Chuo Hospital 730 Edu Tottori-shi 680 Japan TEL 0857-26-2271 ex. 2210</p>	<p>る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の103分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>2 競争参加資格</p> <p>(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 政令第167条の5の規定に基づき鳥取県知事が定める物品の売買等に係る特例規則第4条の競争入札参加資格を有する者であること。</p> <p>(3) (2)の資格区分が建物清掃のA等級に格付けされている者であること。</p> <p>(4) 平成8年2月16日(金)から同年3月28日(木)までの間のいずれの日においても、競争入札参加資格の停止措置を受けていない者であること。</p> <p>(5) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号。以下「法」という。)第12条の2第1項の規定による建築物環境衛生一般管理業又は建築物清掃業の登録業者であること。</p> <p>(6) 法第12条の2第1項の規定による建築物ねずみ昆虫等防除業の登録業者であること。</p> <p>(7) 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第9条の15に規定する基準に適合している者であること。</p>
<p>平成8年2月16日</p> <p>鳥取県立中央病院長 植 木 寿 一</p> <p>1 調達内容</p> <p>(1) 件名及び数量 鳥取県立中央病院清掃作業 1式</p> <p>(2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。</p> <p>(3) 履行期間 平成8年4月1日から平成9年3月31日まで</p> <p>(4) 履行場所 鳥取市江津730 鳥取県立中央病院</p> <p>(5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の3パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係</p>	<p>3 契約担当部局 鳥取県立中央病院事務部管財課</p> <p>4 入札書の提出場所等</p> <p>(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒680 鳥取市江津730 鳥取県立中央病院事務部管財課施設管理係 電話 0857-26-2271 (内線2210)</p> <p>(2) 入札説明書の交付方法 この公告の日から(1)の交付場所で交付する。</p> <p>(3) 入札説明会の日時及び場所</p>



平成8年3月22日(金) 午後1時30分  
鳥取県立中央病院第6会議室(2階)

(4) 郵便による入札

可とする。ただし、書留親展に限る。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成8年3月28日(木) 午後2時(ただし、郵送による入札書の受領期限は、3月28日(木) 正午までとする。)

鳥取県立中央病院第6会議室(2階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ密封して、提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争参加資格に適合すること及び特定役務を履行できることを証明する書類を、入札書の提出場所に平成8年3月27日(水) 午後5時までに提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金 免除

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

2の競争参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札並びに規程、鳥取県会計規則(昭和39年3月鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した特定役務を履行できると鳥取県立中央病院長が判断した入札者

であつて、規程第70条の規定により例によることとされる会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無 無

(6) 契約締結の制限

この公告に示した特定役務に係る予算が成立しなかつたときは、契約を締結しない。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required : Cleaning of buildings of Tottori Prefectural Chuo Hospital, 1 Set

(2) Time-limit for the submission of documents for the qualification confirmation : 5:00 PM 27, March, 1996

(3) Time-limit for the submission of tenders : 2:00 PM 28, March, 1996 (tenders submitted by mail 0:00 PM 28, March, 1996)

(4) Place of contact for the notice : Property Management Division, Administration Department, Tottori Prefectural Chuo Hospital 730 Edu Tottori-shi 680 Japan  
TEL 0857-26-2271 ex. 2210

一般競争入札を行うので、鳥取県病院局財務規程(平成7年3月鳥取県病院局管理規程第12号。以下「規程」という。)、第70条の規定により例によることとされる鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年12月鳥取県規則第106号。以下「特例規則」という。)、第7条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成8年2月16日

鳥取県立厚生病院長 森 尾 哲

<p>1 調達内容</p> <p>(1) 件名及び数量 鳥取県立厚生病院清掃作業及び食器洗浄作業 1式</p> <p>(2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。</p> <p>(3) 履行期間 平成8年4月1日から平成9年3月31日まで</p> <p>(4) 履行場所 倉吉市東昭和町150 鳥取県立厚生病院</p> <p>(5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の3パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の103分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>2 競争参加資格</p> <p>(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 政令第167条の5の規定に基づき鳥取県知事が定める物品の売買等に係る特例規則第4条の競争入札参加資格を有する者であること。</p> <p>(3) (2)の資格区分が建物清掃のA等級に格付けされている者であること。</p> <p>(4) 平成8年2月16日(金)から同年3月29日(金)までの間のいずれの日においても、競争入札参加資格の停止措置を受けていない者であること。</p> <p>(5) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号。以下「法」という。)第12条の2第1項の規定による建築物環境衛生一般管理業又は建築物清掃業の登録業者であること。</p>	<p>(6) 法第12条の2第1項の規定による建築物ねずみ昆虫等防除業の登録業者であること。</p> <p>(7) 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第9条の15に規定する基準に適合している者であること。</p> <p>3 契約担当部局 鳥取県立厚生病院事務部管財課</p> <p>4 入札書の提出場所等</p> <p>(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒682 倉吉市東昭和町150 鳥取県立厚生病院事務部管財課施設管理係 電話 0858-22-8181(内線319)</p> <p>(2) 入札説明書の交付方法 この公告の日から(1)の交付場所で交付する。</p> <p>(3) 入札説明会の日時及び場所 平成8年3月25日(月)午後2時 鳥取県立厚生病院 中会議室(本館3階)</p> <p>(4) 郵便による入札 可とする。ただし、書留観展に限る。</p> <p>(5) 入札及び開札の日時及び場所 平成8年3月29日(金)午後2時(ただし、郵送による入札書の受領期限は、3月29日(金)正午までとする。) 鳥取県立厚生病院 中会議室(本館3階)</p> <p>5 入札者に要求される事項</p> <p>(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ密封して、提出しなければならない。</p> <p>(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争参加資格に適合すること及び特定役務を履行できることを証明する書類を、入札書の提出場所に平成8年3月27</p>
---	--

日（水）午後5時までに提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金 免除

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

2の競争参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札並びに規程、鳥取県会計規則（昭和39年3月鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した特定役務を履行できると鳥取県立厚生病院長が判断した入札者であつて、規程第70条の規定により例によることとされる会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った入札者を、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無 無

(6) 契約締結の制限

この公告に示した特定役務に係る予算が成立しなかつたときは、契約を締結しない。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

- Cleaning of buildings of Tottori Prefectural Kousei Hospital, 1 Set
- Washing of used tablewares in Tottori Prefectural Kousei Hospital, 1 Set

(2) Time-limit for the submission of documents for the qualification confirmation :  
5:00 PM 27, March, 1996

(3) Time-limit for the submission of tenders : 2:00 PM 29, March, 1996 (tenders submitted by mail 0:00 PM 29, March, 1996)

(4) Place of contact for the notice : Property Management Division, Administration Department, Tottori Prefectural Kousei Hospital 150 Higashishowa-nachi Kurayoshi-shi 682 Japan TEL 0858-22-8181 ex. 319